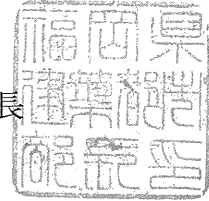


27 建第 3368 号

平成 28 年 3 月 28 日

公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部本部長 様

福岡県建築都市部長  
(建築指導課)



障害者差別解消法の施行に向けた関係者への周知について (通知)

日頃から宅地建物取引業法の適正な運営及び人権啓発にご協力いただき感謝申し上げます。

さて標題の件について、障害者権利条約の批准に向けた国内関係法令の整備の一環として、平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)」 (障害者差別解消法) が、平成 28 年 4 月に施行されます。

同法は、制定趣旨として障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。更に障害を理由とする差別を解消するための措置として、民間事業者に対して「差別的取扱いの禁止 (法的義務)」及び「合理的配慮の提供 (努力義務)」を課しており、その具体的な対応として、国土交通省では事業者向け対応指針 (ガイドライン) を策定し、昨年 11 月 6 日に公表しております。

貴団体におかれましても同法の趣旨を踏まえ、会員対象の講習会等で別紙の周知文等を活用されることにより会員への周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお当県からは、近日中に福岡県ホームページ (建築指導課) に業者向け周知文を掲載すること並びに新年度のなるべく早い時期に、県内全ての宅地建物取引業者 (本県に本店を設置する大臣及び知事免許業者) に対し、あらためて周知文を送付する予定であることを申し添えます。

連絡先 :

福岡県建築都市部建築指導課宅建業係

担当 : 寺山、馬場

TEL (直) : 092-643-3718

E-mail : kenshido@pref.fukuoka.lg.jp